

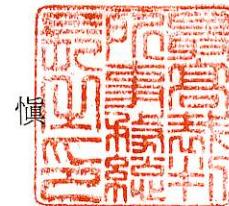
最高裁秘書第941号

令和4年3月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

1月31日付け（2月2日受付、第030928号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官会議（第38回）議事録（片面で3枚）
- (2) 裁判官会議（第39回）議事録（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（署名及び印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (2) 1の(2)の文書には、個人識別情報（署名、印影及び氏名）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

## 裁判官会議（第38回）議事録

令和3年12月15日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

### 1 令和4年度裁判所所管予算について

氏本經理局長から、資料第1に基づき、標記の予算の折衝状況について説明があり、原案どおり予算を要求することを決定し、標記の予算の内容に変更が生じた場合の処理を最高裁判所長官に一任することについて諮り、これを了承した。

### 2 最高裁判所事務総長への委任に関する確認について

氏本經理局長から、資料第2に基づき、標記の確認について説明があり、原案どおり決定した。

### 3 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第3に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の転補等については、原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第4に基づき、大阪地方裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 大阪地方裁判所長中本敏嗣の定年退官に伴い、大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）宮崎英一を大阪地方裁判所長とし、その後任者を徳島地方、家庭裁判所長齋藤正人とし、その後任者を大阪高等裁判所判事川畑正文とする。

イ さいたま地方裁判所長野山宏の定年退官に伴い、金沢地方、家庭裁判所長吉村真幸をさいたま地方裁判所長とし、その後任者を高松高等裁判所判事片田信宏とする。

ウ 仙台高等裁判所判事秋山敬の定年退官に伴い、山形地方、家庭裁判所長深沢茂之を仙台高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を福岡高等裁判所宮崎支部判事渡邊英敬とする。

午前10時48分終了

議長



秘書課長



裁判官会議資料第3  
(12月15日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和3.12.15提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官 (令 4. 1. 14) 名古屋地家一宮支判事 (支部長)  
一宮簡裁判事 (司掌者)  
坪井 宣幸 (40)

任終退官 (令 4. 1. 15) 東京家判事補・東京簡裁判事  
池上 納美 (64)

定年退官 (令 4. 1. 13) 札幌簡裁判事  
高橋 潤一

2 裁判官の転補等について

名古屋地家一宮支判事 (支部長) 名古屋高判事・名古屋簡裁判事  
一宮簡裁判事 (司掌者)  
池田 信彦 (42)

## 裁判官会議（第39回）議事録

令和3年12月22日（水曜日）

裁判官会議室において、午後2時00分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

### 議事

1 令和4年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について

小野寺総務局長から、資料第1に基づき、標記の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について説明があり、原案どおり決定した。

2 令和4年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務の取扱いについて

大須賀秘書課長から、資料第2に基づき、標記の取扱いについて説明があり、原案どおり決定した。

3 常置委員について

大須賀秘書課長から、資料第3に基づき、令和4年1月1日から同年5月31日までの常置委員について説明があり、原案どおり決定した。

4 民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則の制定及び関連議決について

門田民事局長から、資料第4に基づき、標記の規則及び関連議決について説明があり、いずれも原案どおり決定した。

5 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第5に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の転補等及び3の司法修習生の再採用については、いずれも原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第6に基づき、釧路地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

釧路地方、家庭裁判所長高木順子の依願免本官並びに兼官に伴い、さいたま地方、家庭裁判所川越支部長長谷川浩二を釧路地方、家庭裁判所長とする。

午後2時25分終了

議長



秘書課長



裁判官会議資料第5  
(12月22日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和3.12.22提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官 (令 4. 1. 31)	名古屋地判事補・名古屋簡裁判事 築山健一 (68)
定年退官 (令 4. 1. 22)	市川簡裁判事 岡崎昌吾
定年退官 (令 4. 1. 24)	京都簡裁判事 大西嘉彦
定年退官 (令 4. 1. 31)	京都簡裁判事 東尾龍一
定年退官 (令 4. 2. 5)	広島簡裁判事 西村公宜

2 裁判官の転補等について

高松高判事 (部総括)・高松簡裁判事	東京地家立川支判事 (部総括)・立川簡裁判事 濱口浩 (42)
東京地家立川支判事 (部総括)・立川簡裁判事	東京高判事・東京簡裁判事 佐藤重憲 (46)
福岡高宮崎支判事 (部総括)・宮崎簡裁判事	東京地家立川支判事 (部総括)・立川簡裁判事 矢数昌雄 (43)

東京地家立川支判事（部総括）・立 川簡裁判事	さいたま地家判事（部総括）・さい たま簡裁判事
さいたま地家判事（部総括）・さい たま簡裁判事	千葉地家判事・千葉簡裁判事
千葉地家判事・千葉簡裁判事	金子大作（47）
東京高判事・東京簡裁判事	東京高判事・東京簡裁判事
東京高事務局長（東京高判事・東京 簡裁判事）	丸山哲巳（49）
東京高事務局長（東京高判事・東京 簡裁判事）	石井伸興（47）
市川簡裁判事	東京地判事・東京簡裁判事
京都簡裁判事	和波宏典（49）
豊中簡裁判事	東京簡裁判事
京都簡裁判事	丹生谷定利
豊中簡裁判事	豊中簡裁判事
京都簡裁判事	富田孝明
広島簡裁判事	大阪簡裁判事
笠岡簡裁判事・倉敷簡裁判事	山本猛
笠岡簡裁判事・倉敷簡裁判事	伊丹簡裁判事
笠岡簡裁判事・倉敷簡裁判事	近藤基
笠岡簡裁判事・倉敷簡裁判事	笠岡簡裁判事・倉敷簡裁判事
笠岡簡裁判事・倉敷簡裁判事	淺野総一
笠岡簡裁判事・倉敷簡裁判事	倉敷簡裁判事
笠岡簡裁判事・倉敷簡裁判事	谷政葉子

3 司法修習生の再採用について

